

市の人事行政の 運営などの状況

問い合わせ 総務課 ☎592122

人事行政の透明性を高めることを目的として、市職員の給与や職員数などの状況を公表します。詳細は、市ホームページに掲載しています。



特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等
市長	860,000円
副市長	700,000円
教育長	620,000円
議長	473,000円
副議長	422,000円
議員	370,000円

【令和3年度】

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度 (参考) の人件費率
26,339人	16,871百万円	420百万円	2,684百万円	15.9%	13.3%

(注) 住民基本台帳人口は、令和4年1月1日現在の人口です。

【令和3年度】

職員数 (A)	給 与 費			計 (B)	1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
265人	1,030,213千円	192,983千円	426,466千円	1,649,662千円	6,225千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在) 【一般行政職】

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大 竹 市	42.1歳	327,828円	390,020円	355,118円
広 島 県	43.6歳	329,656円	410,462円	368,104円
国	42.7歳	323,711円	-	405,049円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものです。
3 「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当などを除いたもの) で算出したものです。

職員数の状況 (各年4月1日現在) 【部門別職員数の状況と主な増減理由】 (単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5		
	総務・企画	58	60	2	
	税 務	15	15		
	農林水産	5	5		・業務の充実に伴う増 ・育児休業者の異動に伴う増 ・職員配置の見直しに伴う減
	商 工	4	4		
	民 生	60	59	△1	
	衛 生	18	17	△1	
	土 木	31	31		
	計	196	196	0	<参考> 人口1万当たり職員数 74.41人
	教 育	22	24	2	・業務の充実に伴う増
消 防	47	47			
小 計	265	267	2	<参考> 人口1万当たり職員数 99.74人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	9	8	△1	
	下 水 道	6	6		・職員配置の見直しに伴う減
	そ の 他	15	15		
小 計	30	29	△1		
合 計	295	296	1	<参考> 人口1万当たり職員数 112.28人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除いています。

しま 四島還せ! 声出し合って 動く今 2月7日は北方領土の日

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145



北方領土問題 イメージキャラクター 「エリカちゃん」

1855年2月7日に締結された「日露通好条約」で、日本とロシアの国境線が決まり、歯舞群島、国後島、色丹島、択捉島の北方領土は、国際的にも日本の領土となりました。

2月7日(火)11時~12時
ゆめタウン大竹周辺

街頭キャンペーン

自治会連合会女性部会、大竹青年会議所、県隊友会西部支部、連合広島大竹廿日市地域協議会の協力で街頭啓発活動を行います。

しかし、1945年に北方四島が旧ソ連に占領されて以降、現在に至るまで不法占拠が続いています。北方領土の日を中心に全国各地で講演会や返還実現のための署名活動など、さまざまな取り組みが行われます。これに合わせて、市でも次のような活動を行います。

消防団に新車両配備

日本消防協会から消防団に『消防団防災学習・災害活動車』が交付されました。車両は災害時の人員輸送や指揮本部車として運用するほか、消火や火災対応、応急手当などの訓練用資機材、防災学習用の機器も積載することで、広報活動に活用することも想定しています。

山代文隆消防団長は「これまで以上に地域と密着した防災啓発活動をしていき、安全安心なまちづくりをめざしたい」と新車両配備に期待を寄せていました。



新車両を前に山代文隆消防団長(右)

岩国基地に所属する米軍機による 大竹市の騒音状況(令和4年度上半期分)



阿多田島上空の機影。(令和4年11月12日撮影)

市では、岩国基地の米軍機による騒音が発生しており、特に阿多田島では大きな問題となっています。

表は、広島県が、移駐完了前後の騒音発生状況と市町からの報告をもとに、半年ごとに集計し、取りまとめたものです。(今回は令和4年度上半期分) 70dB以上(大声を出さなければ会話が聞き取れない程度)の騒音発生回数は、空母艦載機の移駐完了前の平成29年度と比べて、阿多田島で2.2倍、西条で10.2倍になっています。大幅に増加しています。

(中国四国防衛局公表資料を基に作成。欠測期間を含む場合がある)

測定地点 (国測定器設置箇所)	移駐完了後						対H29年度 上半期 増加回数 (倍率) (F-A) (F/A)	対R3年度 上半期 増加回数 (倍率) (F-E) (F/E)
	H29年度 上半期 (A)	H30年度 上半期 (B)	R元年度 上半期 (C)	R2年度 上半期 (D)	R3年度 上半期 (E)	R4年度 上半期 (F)		
6地点合計 (荒神原、戸河内除く)	1,509回	2,636回	3,080回	2,179回	2,742回	3,455回	1,946回 (2.3倍)	713回 (1.3倍)
岩国基地周辺								
大竹市 阿多田島	832回	1,686回	1,843回	1,182回	1,399回	1,836回	1,004回 (2.2倍)	437回 (1.3倍)
大竹市 西条	52回	53回	45回	54回	111回	532回	480回 (10.2倍)	421回 (4.8倍)
廿日市市 宮島	86回	162回	185回	210回	320回	310回	224回 (3.6倍)	▲10回 (1.0倍)
廿日市市 八坂公園	162回	305回	429回	248回	328回	375回	213回 (2.3倍)	47回 (1.1倍)
江田島市 沖美	32回	88回	58回	47回	64回	119回	87回 (3.7倍)	55回 (1.9倍)
訓練空域								
北広島町 西八幡原	345回	342回	520回	438回	520回	283回	▲62回 (0.8倍)	▲237回 (0.5倍)
北広島町 荒神原	—	266回	325回	275回	376回	352回	—	▲24回 (0.9倍)
安芸太田町 戸河内	—	83回	85回	54回	89回	119回	—	30回 (1.3倍)

※R4年度上半期の北広島町西八幡原においては、測定器の不具合により、5月3日~5月30日までの測定値が無効とされている。

問い合わせ 危機管理課 ☎592119

ネットの危険から子どもを守るために 保護者ができる3つのポイント

問い合わせ

消費生活センター（産業振興課内） ☎5732336
 【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
 9時～12時・13時～16時
 消費生活ホットライン ☎1888
 【相談日】原則毎日、消費生活相談窓口を案内
 （年末年始を除く）

最近、子どもたちも自分のスマートフォンを持ち、メールや調べ物、ゲームなどを利用することが多くなりました。一方で、不適切なサイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも絶えません。



子どものスマートフォン利用の トラブルの例

- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- SNSなどに載せた個人情報の流出
- SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害
- 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービス利用

保護者ができる 3つのポイント

保護者がインターネットの特徴や、さまざまなリスクについて理解しな

から子どもを見守ることが重要です。

【ポイント1】

子どものスマートフォンなどの利用状況を把握するために、ペアレンタルコントロールを活用しましょう。ペアレンタルコントロールの利用によって、子どもの日々のプレイ状況を確認したり、プレイする時間や時間帯の調整をしたり、課金の制限などを行ったりすることが出来ます。子どもの利用状況に応じてうまく活用しましょう。

【ポイント2】

不適切な情報や危険な出会いなどを防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう。フィルタリングによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子どもが閲覧できないようにします。なお、

知るよよ マイナンバー#11 マイナポータルで できること

▶お問い合わせ
市民税務課
☎59-2143

▶あなたのための
マイナポータル



皆さん、マイナポータルを知っていますか？マイナポータルによって、私たちの暮らしをより良くするさまざまなサービスをいつでもどこでも安全に利用できるようになります。

自分専用の私書箱

電子証明書の話（先月号）の中にも出てきましたが、マイナポータルとは、子育てや介護など行政手続きのオンライン窓口のことです。また、オンライン申請だけでなく、行政機関などが保有する自分の情報や、お知らせなどを確認することが出来ます。マイナポータルでの申請や情報の確認は、マイナンバーカードに格納している電子証明書が有効（有効期限内であること、暗証番号が一致

確認できる情報

- マイナポータルで確認できる情報は、次の①～⑦までです。
- ①健康・医療（健康保険証情報、診療・薬剤情報、医療費通知情報など）
 - ②税・所得・口座情報（自分の所得および個人住民税、公金受取口座に関する情報など）
 - ③年金関係
 - ④子ども・子育て
 - ⑤世帯情報
 - ⑥福祉・介護



携帯電話会社では、18歳未満の子どもがスマートフォンを利用する場合には、フィルタリングサービスについての説明や設定を行っています。

【ポイント3】

家庭のルールを子どもと一緒に作り、成長とともに少しずつ見直していきましょう。

実社会でやってはいけないことは、インターネット上でもやってはいけません。ルールづくりは保護者の一方的な押し付けではなく、子どもと一緒に話して決めていくことが大事です。ルールやマナーを守る習慣を身につけさせましょう。スマートフォンなどの利用状況については、子どもと折に触れて話し合い、問題がないか確認してください。万が一、トラブルが生じたときには、子どもが一人で抱え込まず、すぐに保護者に相談するように、普段から子どもと話しておきましょう。

◆家庭のルールの具体例◆

- 名前や顔写真、学校名などは書き込まない。
 - 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
 - 利用する場所や時間を決める。
 - パスワードは親が管理する。
 - トラブルの時はすぐに保護者に相談する。
- （政府広報オンライン令和4年2月4日）

⑦雇用保険・労災

※情報が確認できない場合は、各担当機関へ問い合わせてください。

申請できる届け出

2月6日(月)から、転出届のオンライン申請が始まります。ぜひ利用してください。

市役所へのその他のオンライン申請については、順次整備していきます。しばらく、お待ちください。

マイナポータルを使うには

マイナポータルを使うための3ステップ

マイナポータルで 転出手続きが できます!

▶お問い合わせ
市民税務課
☎59-2143

▶デジタル庁
ホームページ



2月6日(月)から、転出届がマイナポータル（※注）を通じたオンラインでの届け出ができるようになります。このサービスを利用する方は転出の手続きに、窓口への来庁が原則不要となります。

このサービスは、電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている方が利用できます。自分の引越だけでなく、同一世帯員の引越でも利用することができます。

マイナポータルを通じて転出届を出した後は、別途転入先市区町村窓口で転入届などの手続きが必要です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

（※注）マイナポータルとは、子育てや介護など、行政手続きのオンライン窓口のこと。オンライン申請のほか、行政機関などが保有する自分の情報や行政機関からのお知らせを確認できます。

ステップ1

自分のマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を用意

ステップ2

スマートフォンまたはパソコン・ICカードリーダーを用意

ステップ3

利用者登録を行う
 詳しい利用方法は、「あなたのためのマイナポータル」をご覧ください。

マイナンバーカード 夜間・休日受け取り

▶お問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

マイナンバーカードを申請した方で、交付通知書（はがき）が届いた方を対象に、夜間・休日受取窓口を開設します。平日の開庁時間（8時30分～17時15分）にマイナンバーカードの受け取りができない方は利用してください。

夜間・休日のマイナンバーカード受け取りには事前予約が必要です。平日開庁時間内の受け取りに予約は必要ありません。

とき 下表のとおり
 ところ 市民税務課戸籍住民係（本庁2階③番窓口）
 申し込み 前開庁日17時までに市民税務課戸籍住民係へ予約をしてください。

注意事項 予約状況により希望に添えない場合があります。ご了承ください。

お知らせ 令和5年3月末までマイナンバーカードの夜間・休日受取窓口を定期的（月4回程度）に開設します。ぜひ、利用してください。

2月のマイナンバーカード夜間・休日受取窓口開設予定		
2月	2日(木)、16日(木)	17時30分～19時30分
	18日(土)、26日(日)	9時～12時

※事前予約が必要です。（予約のない日は開設しません）
 3月の開設予定も随時お知らせします。